

# 高知県の木材産業

2025年9月

# 1. 高知県の木材産業の状況

- 高知県の**森林面積率は約84%で全国1位**、林業算出額も95億円で全国2位と林業分野における地位は高いものの、製材工場は令和5年に77工場となっており、昭和50年(1975年)の360工場から約8割減少しています。
- 令和3年の製材品販売量は過去50年で約4割減少して218千 $m^3$ となっていますが、コロナ禍前と比較すると、ウッドショック※1以降、製造品出荷額は増加し、製品価格も上昇しました。現在は輸入材価格も落ち着き、徐々に安定化する傾向にあります。

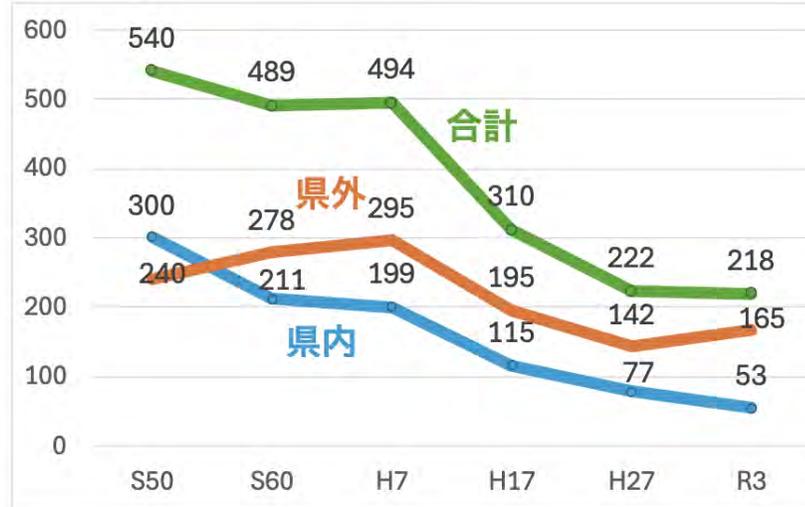
※1：令和3年頃に発生した世界的な木材需要増と供給不足で価格が急騰した現象

## ■ 高知県林業の地位

項目	高知県データ	全国順位
森林面積	594千ha	11
森林面積率	84%	1
人工林率 (R3)	65%	2
保安林面積 (R4)	23万ha	13
林業産出額 (R5)	95億円	2
スギ生産量 (R5)	206千 $m^3$	17
ヒノキ生産量 (R5)	250千 $m^3$	3

(出典) 高知県「令和6年度高知県の森林・林業・木材産業」より抜粋

## ■ 高知県の製材品販売量 (千 $m^3$ )



(出典) 農林水産省 統計情報部「木材受給報告書」より抜粋

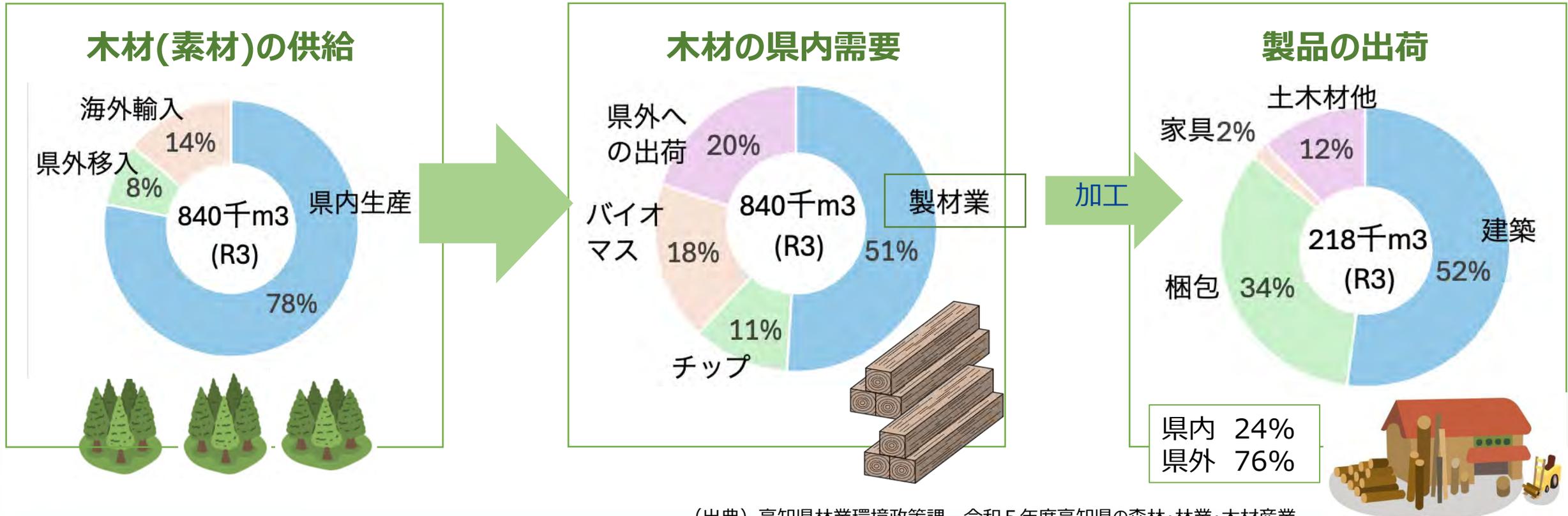
## ■ 製品価格の推移 (1 $m^3$ あたり)



(出典) 農林水産省統計部「農林水産統計-木材価格」

## 2. 高知県における木材流通の現状

- 令和3年の県内への木材供給量は840千m<sup>3</sup>であり、うち**県内の木材生産による出荷が78%**を占めています。
- 木材需要のうち、県内需要が80%（製材業51%、チップ11%、バイオマス18%）、県外への出荷が20%となっています。
- 県内で生産された製品の24%は、県内の製品市場等に出荷され、76%が県外へと出荷されています。



(出典) 高知県林業環境政策課 - 令和5年度高知県の森林・林業・木材産業

### 3. 木材産業イノベーションのポイント①（大径材の利用促進）

- 高知県では12齡級以上のスギ・ヒノキの人工林が増加し、**大径材※2の占める割合が増加**しています。
- 大径材からは、**梁や桁などの寸法の大きな製材品が生産できる**ことから、非住宅建築物への活用や円安による外材の高騰を受け、その代替品や輸出品としての利用拡大が期待されます。
- 製材事業者は、木材製品の需要動向を見極めながら、大径材の付加価値を高めるような製品づくりや販売対策、必要な設備投資などに取り組んでいくことが不可欠です。

※2：大径材は丸太の最小径が30cm以上の素材をいう



(出典) 高知県林業振興・環境部「大径材利用戦略」

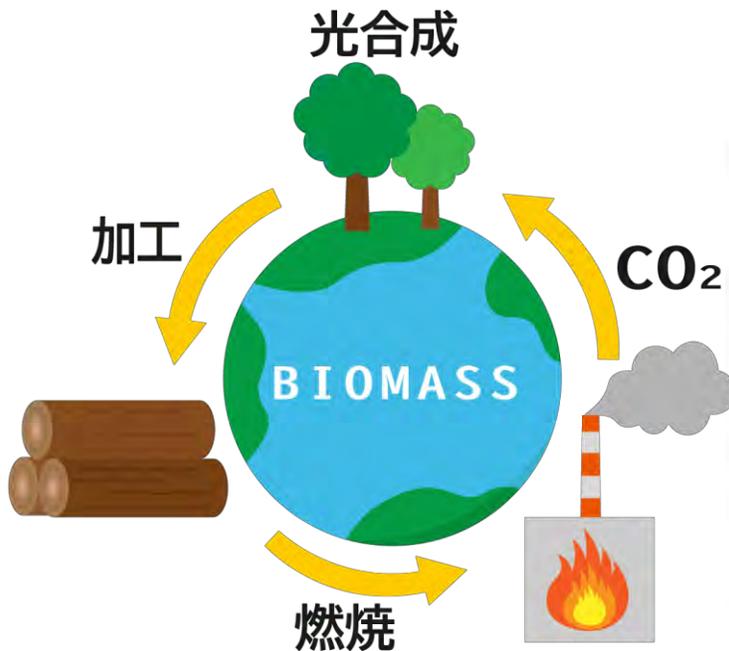
#### 大径材利用拡大の主な課題

- 生産体制
  - 製材加工能力
  - 製品の品質確保
  - 原木供給体制
- 製品
  - 付加価値の高い製品づくり
- 販売体制
  - 製品の品揃えと安定供給



## 4. 木材産業イノベーションのポイント②（木質バイオマスの利用）

- 木質バイオマスは、化石燃料のように価格変動に左右されることがなく、安価で安定した価格と供給の仕組みをつくることにより、地域の豊かな森林資源を有効に活用した取り組みを推進することができます。
- 国内で燃料材の利用量は発電利用を中心に急速に増加しています。(過去10年間で約8倍)
- 高知県では木質バイオマスによる熱利用・熱電併給を進めるため、小規模木質バイオマス発電所の整備や幅広い分野への木質バイオマスボイラー等の導入促進に取り組んでいます。



燃料材(国内生産)の利用量の推移



(出典) 林野庁木材利用課調べ、林野庁「木材需給表」



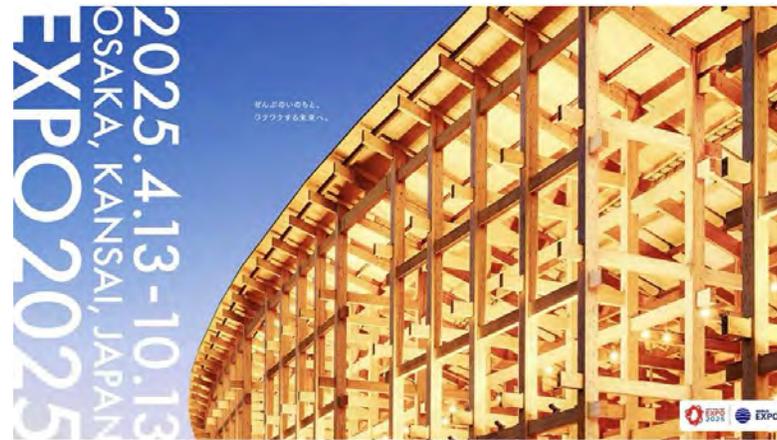
## 5. 木材利用拡大のポイント（非住宅建築物等への展開）

- 非住宅建築の構造材や内装材としてCLT（直交集成板）や大径材などの活用が期待されています。
- 現在、中高層建築物（主に非住宅建築物）はほとんどが非木造であり、この分野の市場開拓が望まれます。
- 万博等で構築したサプライチェーンを活かし、関西圏など域外市場への需要拡大や販路の多様化を図っていかねばなりません。



- 中高層建築物はほぼ非木造
- 低層住宅の木造率は約8割

<非住宅建築物の一例>



高知県産材を約4割（県試算による推測値）使用している関西万博の大屋根リング



外観に県産材を使い森をイメージした2031年春頃完成予定の当行新本店のイメージ図

※現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります

## 6. 木材需要拡大のための助成制度

- 人口減少の進行により、近年の住宅着工件数は減少傾向となっています。しかし、建築分野の木材需要のウエイトは最も大きく、住宅産業の需要拡大を図らなければなりません。
- そのため、高知県では、木材需要拡大のために、「こうちの木の住まいづくり助成事業」や「高知県住宅建築物木造化促進事業」などの助成事業を実施しています。
- 木材産業の活性化は、高知県の豊富な自然資源などの強みを生かし、持続可能な林業振興や脱炭素社会の実現にも寄与します。

### ■ 住宅着工件数の推移



(出典) 令和5年度高知県森林・林業の現況より抜粋

**こうちの木を使用した住宅のための補助金**  
**こうちの木の住まいづくり助成事業**

**【定額補助タイプ】**  
・国の補助事業と併用できるメニューを新設しました！

**【積上補助タイプ】**  
・補助上限額が80万円から100万円にUPしました！

**New!**

**補助の対象者** (個人に限ります。)  
・自らが居住するために住宅を取得する方  
・自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行う方  
※県税の滞納がない方に限ります。※賃貸を目的とするものは対象外です。

<b>【共通】</b>	・県内に建築する住宅又は県内に存在する既存住宅であること ・延べ面積の過半の用途が住宅であること ・住宅の取得前又はリフォームの工事の完了前に申込書受理通知書の交付を受けると
<b>補助の対象となる住宅</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>・新築・増築</b> ・県内産乾燥木材を工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上使用すること ・瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅</li> <li><b>・リフォーム</b> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること</li> <li><b>・内装木質化</b> ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること</li> </ul>

**お問合せ窓口**  
〒780-0850 高知市丸の内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎4階  
高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課  
こうちの木の住まいづくり担当  
TEL:088-821-4592

補助金交付要綱など、事業の詳細は高知県ホームページに掲載しています。  
高知県 こうちの木の住まい

※補助金額及び申込みの流れについては、裏面をご確認ください。

高知県内で非住宅木造建築物を建築するら...

### 高知県非住宅建築物木造化促進事業

#### 事業区分

- 【1】CLT等先進的木造建築物の設計(設計委託費)等
- 【2】非住宅木造建築物の設計(設計委託費)等
- 【3】木造化・木質化の木材購入費・フレカッパ
- ※【1】【2】については建築に必要となる部材の試験等に要する経費も可
- 【4】軟弱地盤対策の基礎丸太杭購入費

#### 事業主体

- 【1】【2】 市町村、建築主 (1事業体あたり1施設まで)
- 【3】【4】 建築主 (※市町村を除く)

#### 対象の主な条件

- 【1】
  - ①構造材にCLTを使用(0.05㎡/㎡)
  - ②地上4階建ての木造建築物(0.18㎡/㎡)
  - ③高知県内に整備する非住宅建築物(ただし、棟当たりの延べ床面積が500㎡以上の集合住宅を含む。)
- 【2】
  - ①高知県産材を使用した木造もしくは遊園施設(おおむね0.18㎡/㎡)
  - ②高知県内に整備する非住宅建築物で以下のいずれかに該当(耐火構造・準耐火構造500㎡以上・県内で開発された製品を活用のいずれか)
- 【3】
  - ①高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ床面積が500㎡以上の集合住宅を含む。)
  - ②事業区分【1】、【2】の設計費の対象となる建築物もしくは県産材使用量が10㎡以上の建築物(ただし、棟当たりの延べ床面積が500㎡以上)
  - ③高知県産材を使用(おおむね0.18㎡/㎡)
  - ④構造用部材の補助対象はJAS構造材で主要構造部の一部または全てに使用したもののみ
  - ⑤内外装木質化のみを行う場合は、木造以外の構造の建築物で木造化面積が建築物の延べ床面積以上となる建築物
- 【4】
  - 事業区分【3】の条件を満たす建築物に設置する基礎丸太杭(皮剥ぎ加工が施されたもの)

#### 補助率

- 2分の以内
- 【1】 ② 上限500万円 (1/2以内)
- ※事業区分3において、設計費の場合は上限300万円 (1/2以内)
- 【3】 下限50万円、上限400万円 (1/2以内)
- ※事業区分1~3において、建築用木材利用促進協定を締結している場合は高知県産不動産の認定を受け、上限に200万円が加算される場合があります(条件は補助金要綱別表【注】3をご確認ください)
- 【4】 上限50万円(1/2以内)



1令和7年度の補助金要綱